

4 全体構想

4.1 全体構想の体系

都市計画上の主要な課題

■都市の活力を支える都市機能の充実

- ・ 中心市街地等の衰退した都市機能を再度強化し、市民の生活利便性を確保する必要がある。
- ・ 社会情勢等により低迷する産業を活性化し、市内の盛んな経済活動を誘導する必要がある。
- ・ 都市機能間の連携等により、都市の活力を底上げしていく必要がある。

■安心安全で快適な生活環境の構築

- ・ 高齢者の社会活動を促し、コミュニティを衰退させる事なく、維持・活性化していく必要がある。
- ・ 高齢者をはじめ、様々な人が快適に利用できる空間を整備する必要がある。
- ・ 都市の防災性を、老朽化建築物への対応や密集市街地の解消等のハード面、防災訓練等のソフト面の両面から高める必要がある。

■水や緑、エコな取り組みを活かした交流の推進

- ・ 「宇部方式」を公害の克服にとどまらず、都市の低炭素化にも繋げていく必要がある。
- ・ まちなかの緑や彫刻等を活用した特色ある都市景観によるブランド化を行う必要がある。
- ・ 豊かな自然や歴史といった資源を活かしこれらと市街地が共存する空間形成を行う必要がある。

■拡散してきた都市構造の転換

- ・ 人口密度の低下や財政状況の緊迫化により、これまでどおりの都市的サービスが提供できない恐れがあり、効率的な都市経営が可能な都市構造に転換していく必要がある。

都市の将来像 (第四次宇部市総合計画)

地域資源を共有し、みんなの元気を発信する協働のまちをめざして

みんなで築く 活力と交流による元気都市

都市づくりの目標

4.2.1 都市空間の再編で
活力を高める都市づくり

都市づくりの方針

方針1
都市・地域拠点への機能集約を
進める（都市機能誘導）

方針2
競争力の高い産業を育てる（産
業機能の強化）

方針3
拠点や地域コミュニティ核を
つなぐネットワークを強化す
る（交通ネットワーク）

4.2.2 安心できる暮らしを
みんなで築く都市づくり

方針1
コミュニティが豊かな暮らし
の場をつくる（居住誘導）

方針2
歩いて暮らせるまちをつくる
（歩行者・自転車）

方針3
災害に強いまちをつくる
（防災・減災）

4.2.3 宇部らしい環境を交
流につなげる都市づくり

方針1
環境共生都市をめざしたまちづ
くりを推進する（低炭素）

方針2
緑と花と彫刻が彩る景観をつく
る（景観形成）

方針3
地域資源を守り育てる（自然・
歴史環境）

4.2.4 多様な機能が便利に
つながる都市づくり

方針
活力、安心、交流を支えるコン
パクトなまちをつくる
（土地利用）

4.2 都市づくりの方針

4.2.1 「都市空間の再編で活力を高める都市づくり」の方針

方針1. 都市・地域拠点への機能集約を進める（都市機能誘導）

■ 基本的な考え方

- ・市民の利用頻度の高い場所での生活利便性を向上させるため、将来都市構造で位置付けた拠点への都市機能の集約を進めます。
- ・都市拠点・地域拠点間での相互補完に留意しながら都市機能を誘導することで、市民が都市的サービスを楽しむよう取り組みます。特に、都市拠点に位置付けられる中心市街地およびその周辺では、宇部新川駅周辺地区や市役所周辺地区、中央町三丁目地区を重点整備地区に位置付け、にぎわいの創出と地域経済の活性化をめざします。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	・都市拠点や地域拠点それぞれの役割に応じた公共施設を維持するとともに、広域的な役割を発揮する商業、医療、福祉等の民間施設の立地を誘導します。 ・重点整備地区での公共空間や基盤施設の整備を先導的に進めます。
地域・市民の役割	・事業者は、行政からの情報提供や助言のもと、拠点内の都市機能の立地に努めます。 ・拠点内の事業者や市民団体の連携により、交流イベント開催や里親制度等による維持管理活動に取り組み、まちとしての魅力向上をめざします。 ・市民は、拠点内の機能やサービスの利用に努めます。

■ 施策

○都市拠点への都市機能の集約

都市拠点では、本市の中心市街地としてふさわしい都市機能を誘導するとともに、重点整備地区の整備を先導的に進めることで、にぎわい創出に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- ・都市機能を誘導する区域の検討
- ・商業、医療、福祉、子育て支援、文化施設、行政等の都市機能の集約
- ・宇部新川駅駅前広場・駅舎の整備や周辺地区の再開発の促進
- ・市庁舎の建替えおよび周辺地区へのシンボル性のある都市機能の導入
- ・中央町三丁目地区への居住空間、生活支援機能、カルチャー・創業機能の整備
- ・駐車場の適正な規模と配置の検討、集約・再編の促進

○地域拠点にふさわしい都市機能の集約

各地域拠点（宇部駅周辺、黒石、岬、西岐波）については、都市拠点を補完しながら、各地域住民に対して生活利便性を維持・向上させるための都市機能の誘導を進めます。

〈具体的な施策〉

- ・都市機能を誘導する区域の検討
- ・各地域拠点への商業・医療・福祉等生活利便性を維持・向上させる都市機能の誘導

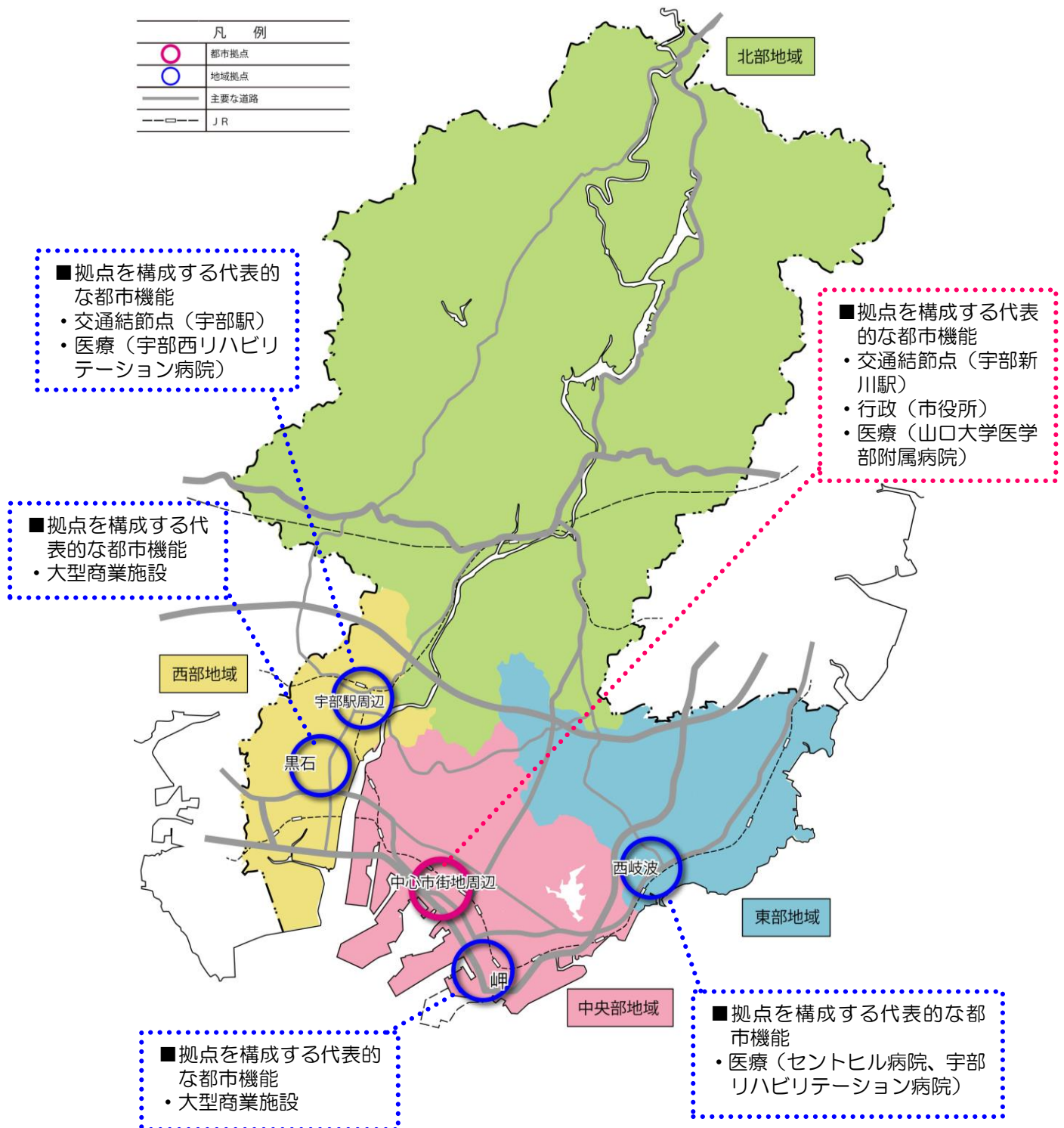


図 拠点の位置図

※本計画では、市民の身近な生活行動単位である自治会区や小学校区を基本に、歴史的な沿革や地形、地理的条件等を考慮し、市域を「中央部地域」「西部地域」「東部地域」「北部地域」の4地域に区分します。

方針2. 競争力の高い産業を育てる（産業機能の強化）

■ 基本的な考え方

- ・本市は、産業都市として瀬戸内でも有数の企業集積があり、今後もその産業基盤を維持していくため、空港や港湾における物流の機能強化を進めていきます。
- ・学術研究機関や産業支援機関、理工系の高等教育機関の集積があるという本市の特色を活かし、産学公の連携をさらに発展させるような研究機関や企業の誘致を進めるとともに、新産業の創出に取り組みます。
- ・農・林・漁・商・工の連携や6次産業化を推進し、新たな地域ブランドの創出により、地域ブランド力を高め、地域産業の活性化をめざします。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	・工業地域での産業基盤の向上に向けて、国や県と一体となって空港や港湾における物流機能の強化に資する施設整備に取り組みます。 ・大学や企業との連携により、新産業の創出や誘致を促進します。 ・地域の特性に応じた食育の推進に取り組みます。 ・地産地消を推進し、消費拡大をめざした生産・販売・流通体制づくりを進めます。 ・農林業や漁業の担い手を確保・育成します。
地域・市民の役割	・各大学や企業は、行政との連携により、新産業や新事業の創出に努めます。 ・地域の特性に応じた食育の推進に取り組みます。

■ 施策

○工業地域における操業環境の維持、新産業集積の誘導

重要港湾である宇部港は、物流需要の増大、船舶の大型化、荷役形態の変化等に対応するため、国や県と一体となり、公共ふ頭、航路等の港湾施設の整備を進めます。

また、山口宇部空港の国際化を調整するとともに、産学連携による新産業集積の誘導に向け、付加価値の高い流通機能の導入に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- ・宇部港における大型船舶による効率的な輸送の実現に向けた整備の推進
- ・山口宇部空港への新規路線開設、国際化の調整
- ・山口宇部空港を中心とした、産学連携による新産業集積の誘導、加工や物流サービス等による付加価値の高い流通機能の導入

○農林水産業の振興

安心・安全な地元農林水産物を求める消費者が増えている中、農林水産業では従事者の減少や高齢化により担い手不足が進んでいます。新たな担い手の確保・育成とともに、ブランド化や6次産業化等の付加価値の創出により、農林水産業経営の安定化を促進します。

〈具体的な施策〉

- ・研修等による新たな担い手の確保・育成の推進
- ・「うべ元気ブランド」認証制度の継続と認証製品の販売支援等

○研究機関・企業等誘致

空港や港湾等を有する交通利便性に加え、豊かな自然環境やゆとりある居住環境等、就業者にとっての魅力のアピールしつつ、企業や事業所の立地に対する優遇制度を充実させ、職住近接のまちづくりを進めます。

〈具体的な施策〉

- ・奨励制度の活用による企業誘致活動の実施
- ・税制等の優遇措置の実施

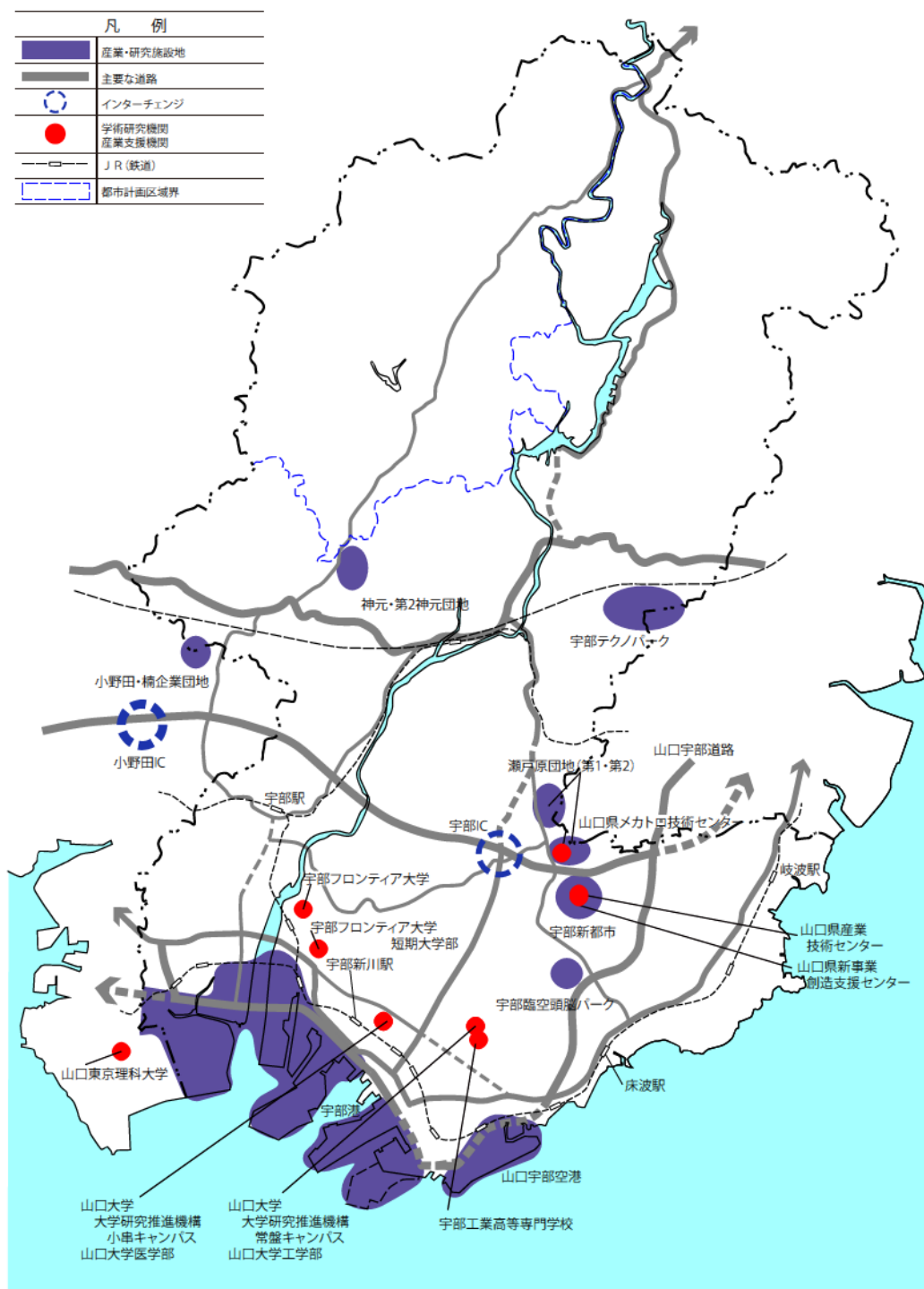


図 産業機能の集積

方針3. 拠点や地域コミュニティ核をつなぐネットワークを強化する（交通ネットワーク）

■ 基本的な考え方

- ・宇部・小野田広域都市圏の中核に位置付けられる都市として、圏域間や圏域内他都市との広域的な連携を促進する幹線道路の整備促進や鉄道利便性の維持・向上をめざします。
- ・市内では、自動車がなくとも安心して生活ができるよう、都市機能や居住の誘導とあわせ、拠点等を結ぶ公共交通ネットワークを構築し、利便性を維持・向上します。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	・広域連携道路を形成する未整備路線については、その必要性を踏まえながら整備を促進します。 ・市内の未整備路線については、将来の土地利用や拠点形成の動向に応じて、その必要性を含めた見直しの検討を行うとともに、整備済路線については、適正な維持管理を行います。 ・都市間を結ぶ鉄道や拠点等を結ぶバス路線について、それぞれの利便性維持と相互の結節性強化を促進します。 ・公共交通利用への転換を促す等、市民の意識啓発のための情報発信を行います。
地域・市民の役割	・市民は積極的に公共交通を利用します。 ・交通事業者は、市民の移動利便性を確保するため、路線や便数の見直しを行います。

■ 施策

○広域をつなぐ交通ネットワークの構築

宇部・小野田広域都市圏の中核に位置付けられる都市として、圏域間交流を通じた地域活性化や産業機能の強化を図るため、周辺都市との広域的な連携を促進する交通ネットワークを構築します。

〈具体的な施策〉

- ・山陽自動車道宇部山口間の早期事業化の促進
- ・国道2号の整備促進
- ・山口宇部小野田連絡道路の早期事業化の促進
- ・山口宇部空港の交通結節点としての機能強化
- ・山陽新幹線とJR宇部線との接続強化

○都市をつなぐ交通ネットワークの構築

主に都市幹線道路を対象に、広域連携道路へのアクセスや山口宇部空港、宇部港、新山口駅等へのアクセス等、交通量に応じた道路の整備を進めます。また、市外からの公共交通でのアクセス性を高めるため、鉄道路線の利便性向上を促進します。

〈具体的な施策〉

- ・国道190号の整備促進
- ・国道490号の整備促進
- ・宇部新川駅・宇部駅の交通結節点としての機能強化
- ・JR山陽本線運行列車の宇部線乗り入れ、運行本数の見直し等による利便性向上の検討

○地域間をつなぐ交通ネットワークの構築

都市部と中山間地域等の地域間交流を促進するため、拠点や地域コミュニティ核をつなぐ道路ネットワークや公共交通ネットワークの整備に努めます。また、移動の利便性を向上させるため、バス路線の便数やルートの見直しを行います。

〈具体的な施策〉

- ・市街地環状連絡道路（（都）宇部駅波多野開作線、一般県道琴芝際波線、一般県道西岐波吉見線等）の強化・充実
- ・（都）柳ヶ瀬丸河内線の早期事業化の推進
- ・拠点や地域コミュニティ核を結ぶ道路や公共交通の充実
- ・利用者ニーズや将来都市構造を踏まえた運行回数・時間帯、路線網の見直し等、バス路線における利便性の維持・向上
- ・最適なコミュニティ交通の充実
- ・公共交通利用への転換に向けた、市民に対する意識啓発の実施

[広域連携道路]

- ・県外および県内の主要都市と本市をネットワークし、広域交流を促進するため、山陽自動車道、山口宇部小野田連絡道路、国道2号を位置付けます。

[都市幹線道路]

- ・本市の骨格を形成し、近隣都市との交流を促進するため、国道190号、国道490号を位置付けます。

[地域間連携道路]

- ・拠点や地域コミュニティ核等をネットワークし、地域間交流を促進するため、（都）柳ヶ瀬丸河内線、（都）宇部駅波多野開作線、主要県道宇部船木線、主要県道小野田美東線、一般県道西岐波吉見線（（都）山村請川線）、一般県道宇部停車場線、一般県道琴芝際波線等を位置付けます。

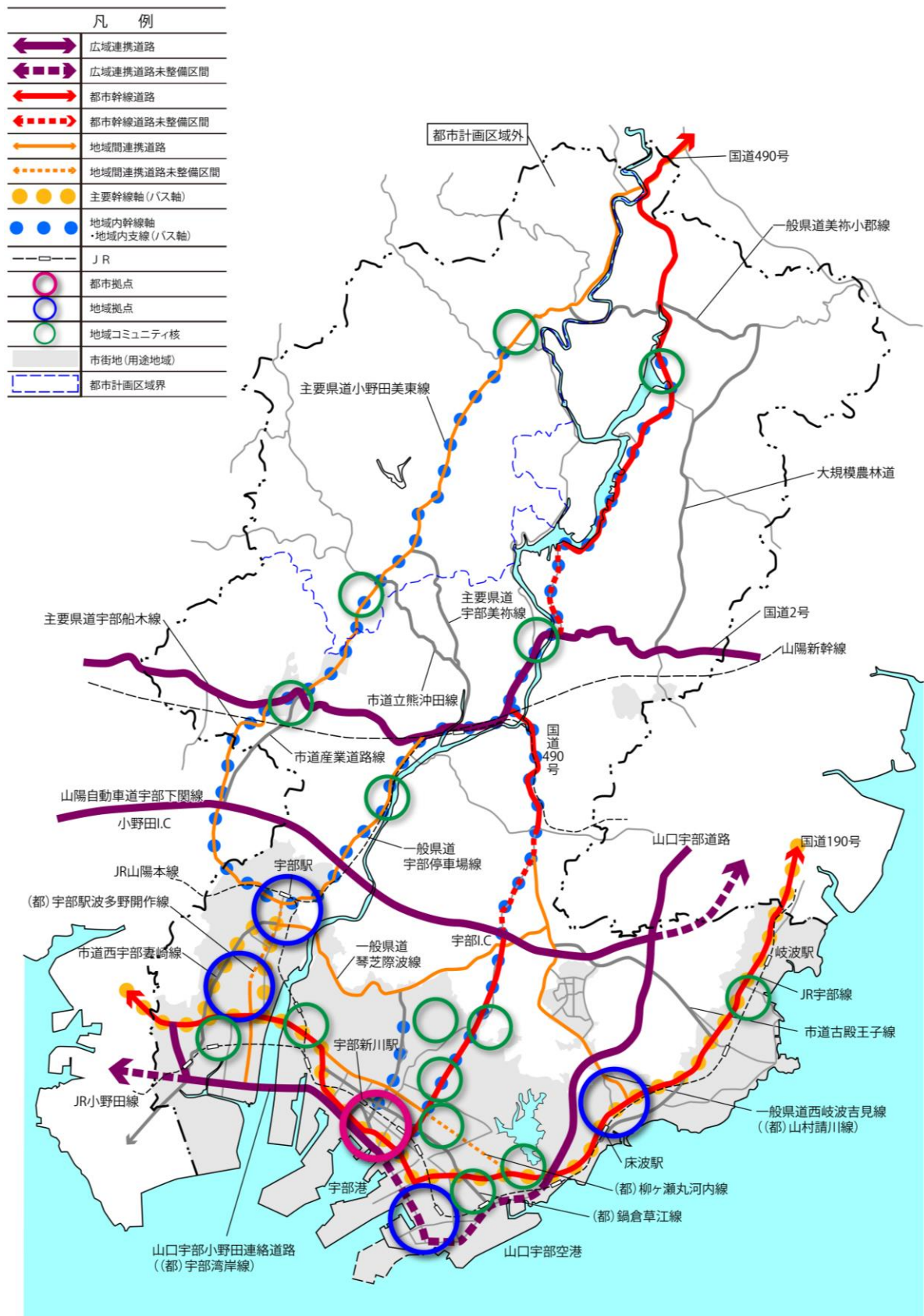


図 交通ネットワーク

4.2.2 「安心できる暮らしをみんなで築く都市づくり」の方針

方針1. コミュニティが豊かな暮らしの場をつくる（居住誘導）

■ 基本的な考え方

- 人口密度の低下とともに、地域の担い手が減少し、また生活サービスや公共交通の利便性が低下する等、現在の生活環境を維持することが困難になることが予想されます。そこで、都市拠点や地域拠点およびその周辺、それらをつなぐ公共交通軸周辺等に、既存の住宅ストックを活かしながら居住を誘導することによって、利便性が維持された、コミュニティが豊かな暮らしの場の創造をめざします。但し、自然環境の良い郊外部や農村部への居住を制限するのではなく、ライフスタイルに応じて市民が居住する場所を選択できるようにします。
- 暮らしを支える都市施設の効率的な整備や更新・再配置を検討します。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	- 持続可能な生活環境を確保するため、居住誘導を進めます。 - 住み替えを希望する市民に対して、生活利便性の高い地域もしくは、自然環境の良い郊外部や農村部への居住を選択できるようにします。 - 居住を誘導する区域内での住宅開発や既存の住宅ストックの有効活用を働きかけます。 - 地域コミュニティ核では、地域住民が集まる核となるふれあいセンターの機能を維持します。
地域・市民の役割	- 行政からの情報提供や助言をもとに、生活利便性の高い地域や自然環境の良い地域を居住地として選択します。 - 事業者は、都市施設の維持管理や運営等に参画し、維持管理コストの低減や市民ニーズに応じた質の高いサービスの提供に寄与します。 - 住宅開発事業者や不動産事業者は、既存住宅のリフォーム等も含む住宅開発や住宅の斡旋に際して、居住誘導を行う区域内での実施に努めます。 - 周辺住民は、地域コミュニティ核の基礎的なサービス機能を継続的に利用するとともに、地域の「困りごと」を解決するため、新たな組織を立ち上げる等主体的に取り組めます。

■ 施策

○拠点およびその周辺等への居住の誘導

都市拠点や地域拠点およびその周辺、それらをつなぐ公共交通軸周辺等に居住を誘導します。

〈具体的な施策〉

- 居住を誘導する区域の検討
- 様々な優遇制度を活用した居住誘導の促進
- 中心市街地での住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業等の推進
- 居住誘導に伴い発生する空き家・空き地の対策

○暮らしを支える都市施設の維持・充実

地域コミュニティ核には、地域住民が集まる核となるふれあいセンターの機能を維持することで、地域住民が集まり、民間主導で生活に最低限必要な基礎的なサービス機能を育てる環境を維持します。

都市拠点や地域拠点およびその周辺を中心に、地域の状況や住民の意向、各施設の利用状況や老朽度を踏まえて都市施設の適切な配置や機能の充実に努めます。

また、上記の効率的な整備を推進するため、優先順位を決め、計画的な改築・更新を実施します。

〈具体的な施策〉

- ・地域コミュニティ核におけるふれあいセンターの機能維持
- ・身近な地域でのスポーツ環境の確保のため、学校体育施設開放の促進、各地域の公共施設、病院、福祉施設、民間施設等の有効利用の促進
- ・公共施設のあり方の検討による効率的な保全や施設サービスの充実
- ・効率的かつ適正な污水处理区域の検討
- ・老朽管の計画的改修や基幹管路の耐震化等上下水道施設の適正管理
- ・効率的な道路等の整備の推進
- ・道路橋、下水道施設等の計画的な修繕・改修

方針2. 歩いて暮らせるまちをつくる（歩行者・自転車）

■ 基本的な考え方

- 都市機能を誘導する拠点やその周辺、居住を誘導する区域を中心に、自動車に依存せず、公共交通や徒歩、自転車で生活できる環境を整えます。
- 拠点内では、交通結節点から公共施設や主要な商業・サービス施設に至るルートについて、ハード・ソフト両面から歩行者・自転車の円滑な移動環境を整えます。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	- 都市拠点・地域拠点内では、道路や公共広場、公共施設のハード面のバリアフリー化を推進するとともに、民間施設への普及啓発等ソフト面の取り組みも推進します。 - 道路空間の再配分により、歩行者・自転車の快適な通行空間の確保に努めます。
地域・市民の役割	- 困ったときには互いに助けあうところのバリアフリーの実践により、気軽に出かけやすい環境づくりに貢献します。 - 歩行者と自転車が互いに気持ちよく通行できるよう、自転車利用時のマナー遵守に努めます。

■ 施策

○全ての人にやさしい歩行環境の整備

子どもから高齢者・障害者まで、全ての市民が安心して安全に歩いて移動することができるよう、交通安全施設の設置、公園や歩行空間におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。また、駅や公共公益施設の主要施設間のバリアフリー化を重点的に推進し、安心して歩ける歩行者ネットワークを形成します。

〈具体的な施策〉

- 身近な道路の整備やガードレール、カーブミラー等の適切な配置、交差点段差解消の整備、障害物の除去等のバリアフリー化の推進
- 歩行者が多い場所への横断歩道の設置、歩車道分離や歩道幅員の確保
- 通学路の安全対策等地域特性に応じた取り組みによる交通安全対策の実施

○公共公益施設のバリアフリー化

高齢者や障害者等、誰もが容易に移動できる交通環境を実現するため、駅周辺やバス停等の交通施設、さらには多くの人々が利用する公共公益施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。

〈具体的な施策〉

- 駅舎や駅前広場、バス停等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した整備
- 超低床バス車両の導入促進
- わかりやすいバス時刻表や運行案内システムの充実、バス停への屋根やベンチの設置
- 公共公益施設のエレベーター、スロープ、障害者用トイレ、誘導表示の設置等バリアフリー化の推進
- 民間施設のバリアフリー化の普及啓発

○自転車走行空間の確保

地球温暖化の抑制や低炭素社会の推進にも寄与する自転車の利用を促進するとともに、歩行者との接触事故を防止するため、通行空間の分離や利用しやすい駐輪場の整備を進めます。

〈具体的な施策〉

- 安全な自転車走行空間の確保
- バス停、駅周辺等への駐輪場の設置

方針3. 災害に強いまちをつくる（防災・減災）

■ 基本的な考え方

- 地震の発生や台風、集中豪雨による土砂災害の発生等、いつ発生するか予想できない自然災害に対して、自助・共助・公助の考え方のもと、自らの生命や身体、財産を守り、災害に強いまちづくりを進めます。
- 災害発生時の被害を最小限にとどめ、災害発生後の迅速な復旧、復興につながる事前防災・減災の考え方をまちづくりに取り入れ、暮らし方の見直しとともに効果的な防災設備・施設の整備を推進します。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	• 災害による被害発生予想区域に対し、住宅や事業所の立地のあり方の見直しを市民に働きかけます。 • 公共公益施設の耐震化、防災機能の強化等に加え、住宅や事業所の防災性の向上支援に取り組みます。 • 今後の土地利用や市民意向を踏まえながら、国や県と一体となって、防災施設等ハード面の整備に加え、ハザードマップの作成等ソフト面の整備を進めます。
地域・市民の役割	• 防災意識を高め、定期的な防災訓練を実施する等、地域内での自主防災活動に取り組みます。 • 住宅や事業所の耐震性、防火性の向上に努めます。

■ 施策

○事前防災・減災の推進

各種災害発生予想区域をハザードマップ等によって可視化し、市民に周知します。また、危険区域における土地利用の規制、災害発生時における救急救命体制の構築、迅速に復旧できるライフラインの確保等に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- 洪水や高潮、土砂災害等の災害リスクを示す各種ハザードマップの周知、活用促進
- 土砂災害特別警戒区域への住宅等の新規立地抑制や既存住宅の地区外への移転促進および既存建築物への支援
- 災害時における電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道等ライフラインの迅速な復旧、代替ルートの役割を果たす広域交通ネットワークや道路網の整備
- 自主防災思想の普及啓発による防災体制の整備

○防災機能の強化(耐震性強化、避難所機能の充実等)

公共公益施設の耐震性・耐火性の向上や、緊急避難場所・避難所および防災拠点の確保に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- ・ときわ湖水ホールの防災拠点としての整備推進
- ・広場・公園、学校や市民・ふれあいセンターの緊急避難場所・避難所としての整備推進
- ・特別な配慮を必要とする避難者が不自由なく避難所で生活するための環境整備の推進
- ・建築物の耐震診断・耐震改修の促進
- ・木造密集市街地の不燃化の促進
- ・消防施設、防火水槽、消防車両の整備による消防力強化の推進
- ・都市災害発生時の延焼防止機能となる都市公園や避難地、避難路、緩衝帯となる緑地の整備・維持管理

○災害に強い基盤施設の整備

災害時において、その発生スピードを遅らせ、被害を最小限に抑えることができるよう、防災施設・設備等の改修・整備・維持管理を推進します。

〈具体的な施策〉

- ・厚東川や真締川、有帆川における浸水防止対策のための河川改修・整備
- ・浸水、土砂災害の防止対策としての緑地の保全
- ・沿岸部における高潮対策の実施
- ・保安林や砂防ダムの整備・維持管理
- ・港湾の耐震強化岸壁の整備
- ・老朽化したため池の計画的整備
- ・幹線道路の耐震性・幅員の確保

4.2.3「宇部らしい環境を交流につなげる都市づくり」の方針

方針1. 環境共生都市をめざしたまちづくりを推進する（低炭素）

■ 基本的な考え方

- 地球温暖化の進行や、深刻化するごみ問題等を背景とした、低炭素社会の実現や循環型社会の実現に向け、産官学民が協働して都市の抱える課題解決に取り組んできた「宇部方式」を継承し、事業者や市民と一体となった取り組みを推進します。
- 都市の低炭素化に向けて、公共施設や民間施設への省エネルギー設備と再生可能エネルギーの導入や中心市街地におけるスマートコミュニティの推進に取り組めます。
- 循環型社会の実現に向け、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））の促進や適切なごみ処理体制の確保、下水処理体制の向上に取り組むとともに、産業活動から生じる公害問題の防止をめざします。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	• 省エネ設備や再生可能エネルギーの公共施設への導入を進めるとともに、事業所や住宅等民間施設への導入支援に取り組めます。 • 中心市街地から周辺地域への拡大をめざして、スマートコミュニティの推進に取り組めます。 • 3Rの促進に向けて、市民への啓発活動を行うとともに、適切なごみ処理体制の構築のため、施設整備を推進します。 • 産業活動等による環境汚染を防止するため、事業者への指導を行います。
地域・市民の役割	• 建築物を新築・改築する際には、省エネ設備や再生可能エネルギーの導入に努めます。 • 3Rの推進によるごみの削減に取り組めます。 • 事業者は、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等の防止に努めます。

■ 施策

○建築物の立地誘導や公共施設の再編・集約とあわせた低炭素化の推進

低炭素社会の実現に向けて、事業所や住宅等の立地誘導、および公共施設の更新等とあわせた、建築物への省エネ性能の高い機器・設備や再生可能エネルギー等の導入に取り組めます。

〈具体的な施策〉

- 建築物への高効率機器（照明、空調、給湯機器）、コージェネレーションシステム、エネルギー管理マネジメントシステム等、省エネ性能の高い機器・設備等の導入
- 建築物への太陽光発電設備、太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー設備の導入や導入促進
- ときわ公園のエコパーク化の推進

○スマートコミュニティの推進

地域レベルの電力供給・管理の仕組みの検討に加え、中心市街地の宇部新川駅周辺地区・市役所周辺地区・中央町三丁目地区を中心にスマートコミュニティを推進します。

〈具体的な施策〉

- ・EMS（エネルギー利用情報管理システム）、蓄電池、地域エネルギーを活用した地域内エネルギーの供給・管理の仕組みの検討
- ・宇部新川駅周辺地区における、駅舎の改築・建替え、複合施設化にあわせたスマートコミュニティ構築の検討
- ・新市庁舎のスマートビル化にあわせ、周辺地区を含めたスマートコミュニティ構築の検討
- ・中央町三丁目地区内の地権者等による中層建築物の共同建替えにあわせたスマートコミュニティ構築の検討

○循環型社会の形成、生活環境の保全

循環型社会の形成に向け、3Rの促進について環境学習等を通じた市民への意識啓発を行います。また、快適な生活環境を維持するため、宇部市環境保全センター、宇部市リサイクルプラザ等の効率的な運用や、浄化センターの処理機能の充実により、適切な処理体制を構築します。さらに、公害問題の防止に向けて事業者の環境保全意識の高揚を推進します。

〈具体的な施策〉

- ・3Rの促進に関する仕組みづくりと啓発活動の実施
- ・東部浄化センター、西部浄化センターの下水処理機能の充実・強化
- ・大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等の防止に向けた、事業所への立ち入り調査・指導、市民への意識啓発の実施



出典：宇部市再生可能エネルギー導入指針（2013年）

図 ときわ公園のエコパーク化の概要

方針2. 緑と花と彫刻が彩る景観をつくる（景観形成）

■ 基本的な考え方

- 本市は、公害対策と並行して行われてきた緑化運動、花いっぱい運動、それに続く彫刻のまちづくり等産官学民が連携した特色のあるまちづくりが展開されてきました。また市街地内には真締川や厚東川等の水辺空間、臨海部の工場景観等の景観資源を有しています。これらを活かすために、行政、事業者、市民との連携により、特色ある景観の創出やPRに取り組みます。
- 河川空間・主要な街路への街路樹の植栽による水と緑のネットワークの形成、公共施設・民間施設への植栽や都市公園の整備等による市街地内の緑化を推進します。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	- 市民との連携により、花いっぱい運動を促進するとともに、彫刻等の効果的な設置を検討します。 - 市街地を流れる河川の環境・景観整備を推進します。 - 植栽が不足している主要な街路の植栽事業に取り組みます。 - 都市公園や緑地の適正な保全管理、公共施設の屋上・壁面緑化や芝生化を推進します。 - 市民への啓発活動の実施により、景観形成や緑化の推進に対する市民意識向上を推進します。
地域・市民の役割	- 市街地内の緑化の推進に向けて、施設の改築・新設の際には、オープンスペースの緑化や屋上・壁面緑化等に努めます。 「景観計画」の基準に合わせて、建築物等の新設、改築に取り組みます。 - 花壇・プランター・彫刻等を市民が自ら維持管理する里親制度や、彫刻ボランティア活動への参加により、市民と行政が一体となった景観づくりに貢献します。

■ 施策

○花や彫刻、工場景観等特色ある景観の創出

中心市街地では、「景観計画」に基づき、本市の顔としてふさわしい魅力ある都市景観の創出に取り組みます。

また、新たな花壇の整備や未利用花壇等の活用の推進により、市民ボランティアを中心とした花いっぱい運動を支援するとともに、野外彫刻の効果的な設置や市民との協働による適切な維持管理により、彫刻のまちづくりを推進します。

さらに、特色ある地域資源として近年認識され始めている工場景観については、市外へのPRとともに、魅力向上に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- 「景観計画」における景観計画区域（約233ha）での「宇部らしさ」や「宇部の顔」となる重点的な整備の推進
- 地域拠点や地域コミュニティ核の特性を踏まえた景観計画策定の検討
- 花壇の整備や散水栓の設置、花壇コンクールの開催、花づくり講習会の開催による花いっぱい運動の促進
- 国道190号等におけるフラワーロードの整備促進

- ・ 野外彫刻の効果的な設置や彫刻ボランティアの育成の推進
- ・ 工場や空港での夜間ライトアップによる美しい景観の創出

○市街地内の緑化の推進・保全

公共施設、公園・緑地、さらには民間施設等の緑化を推進することにより、市街地内のゆとりとうるおいのある景観の創出に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- ・ 学校における校庭の芝生化促進、公共施設における高木・低木の植栽、壁面緑化による緑化の推進
- ・ 多様なレクリエーション需要に対応した魅力あるときわ公園の整備の推進
- ・ 風致地区等の活用による市街地内の良好な自然環境の保全
- ・ 緑化地域制度や特別緑地保全地区制度の検討
- ・ 市街地の背景となる丘陵地における、建築・開発行為の規制・誘導

○水と緑のネットワークの形成

厚東川、真締川等河川空間の環境・景観整備、市街地内の主要街路への植栽の推進により水と緑のネットワークを創出します。

〈具体的な施策〉

- ・ 厚東川や真締川等における、自然の生態系に配慮した河川空間の整備の推進、風の道としての整備によるヒートアイランド現象の緩和
- ・ シンボルロードと真締川の交点に、市庁舎の建替えに合わせてイベント等が開催できる憩い広場の整備推進
- ・ 中心市街地街路 19 路線および周辺地域幹線道路の街路樹の整備
- ・ 常盤通りの街路樹保全・植栽
- ・ 市民と行政が協力し、身近な市道の清掃や緑化活動等を行う「美化ピカロード宇部」の推進

方針3. 地域資源を守り育てる（自然・歴史環境）

■ 基本的な考え方

- ・荒滝山や霜降山、平原岳等の山地や、東部の自然海岸や小野湖、厚東川、真締川、有帆川の水辺等優れた自然環境を次世代に継承するため、将来にわたり保全を図るとともに、自然とのふれあいの場として活用します。
- ・北部地域に広がる田園や西日本最大級の茶畑等についても、その景観と生産環境の保全に努めます。
- ・地域の風俗や伝承と結びついて固有の文化を形成するとともに、景観上からも重要な役割を果たしている寺社等やその周辺の樹林の一体的な保全、船木地区の旧街道沿いの歴史的なまちなみの保全を推進します。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	・自然や地域資源を保全するとともに、交流空間として活用します。 ・体験学習を実施し、自然環境への理解促進に努めます。
地域・市民の役割	・体験学習へ参加することで、自然環境への理解を深め、その保全に努めます。 ・自然や歴史とふれあい、大切に作る心を育てます。

■ 施策

○山間部、丘陵地の自然環境の保全

自然環境調査等により優れた自然環境を把握するとともに、中部から北部にかけての豊かな自然緑地については、特別緑地保全地区や緑地環境保全地域の規制により保全するとともに、自然とふれあえる場として活用を推進します。

また、農業集落の維持、農業の振興に向けて、農地や農業用水等の保全管理や「人・農地プラン」による人と農地の問題の解決により、農地の継承と地域環境の維持に努めます。

〈具体的な施策〉

- ・霜降山や平原岳、小野湖周辺等の特別緑地保全地区や緑地環境保全地域の規制による保全と活用の推進
- ・市街地周辺における建築・開発行為の規制・誘導
- ・里山の整備・保全のため、繁茂拡大する竹林伐採の推進
- ・県指定および市指定の天然記念物である樹木や樹林の維持・保全の推進
- ・ときわ公園や「ときわミュージアム」の植物を活用した植物講習会や園芸相談等の実施
- ・自然環境への理解促進に向けた「まちなか環境学習館」「ときわミュージアム」「アクトビレッジおの」の連携の推進
- ・自然や文化を体験できるグリーンツーリズムの実施
- ・水源かん養等の多面的機能の確保による良好な農地・農業用水の確保
- ・耕作放棄地を活用した新たな農業の担い手育成
- ・地域や集落が抱える人と農地の問題の解決に向けた「人・農地プラン」作成の促進

○自然海岸、河川環境の保全

日ノ山から白土に至る東部の自然海岸を保全するとともに、白土海水浴場は、市民のレジャーや憩いの場として利用しやすい環境を整備します。

また、河川は、洪水調整等の防災機能だけでなく、昆虫や小動物等多様な生物の生息空間としての機能も保全し、人々が水とふれあい親しむことができるよう、自然の生態系に配慮した河川改修や親水空間としての整備に努めます。

〈具体的な施策〉

- ・日ノ山から白土に至る自然海岸の保全、身近な水辺空間としての活用の推進
- ・線的なビオトープ空間としての自然の生態系に配慮した河川改修
- ・低地帯の浸水被害の防止、自然にやさしい川づくりに向けた多自然型護岸整備の推進

○歴史資源の保全・活用

宗隣寺や琴崎八幡宮等の寺社等については周辺樹林地と一体的に保全するとともに、歴史的なまちなみが残されている船木地区の旧街道沿いについては、防災面に配慮しつつ、その保全に努めます。

〈具体的な施策〉

- ・風致地区等の活用による寺社等と周辺樹林地の一体的な保全
- ・船木地区の旧街道沿いの歴史的なまちなみの保全

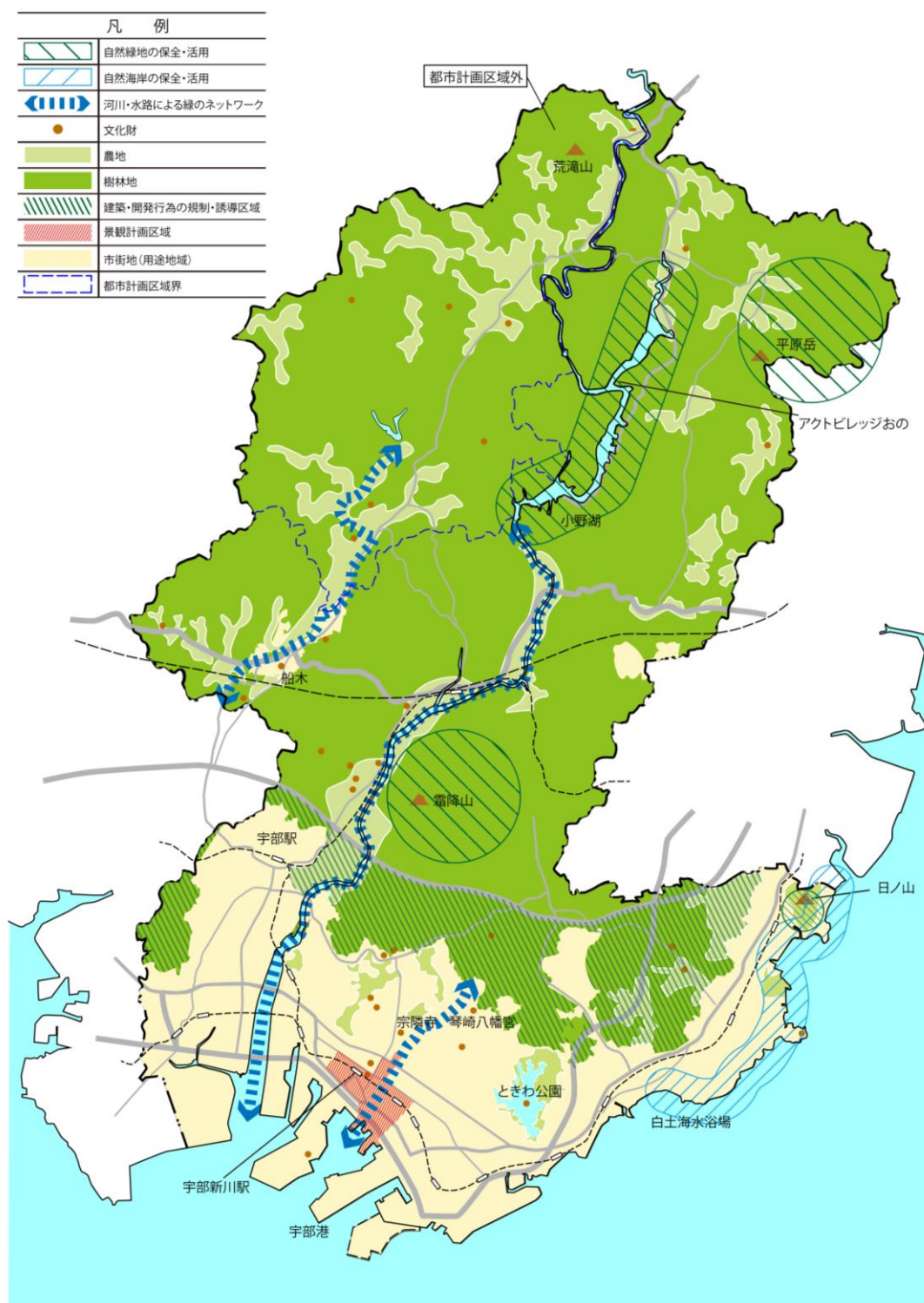


図 自然環境・景観の位置図

4.2.4「多様な機能が便利につながる都市づくり」の方針

方針：活力、安心、交流を支えるコンパクトなまちをつくる（土地利用）

■ 基本的な考え方

- ・多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて、都市拠点である中心市街地およびその周辺や地域拠点が連携して都市機能を提供できるよう計画的な土地利用を推進します。
- ・市街地内（用途地域内）は、建物の用途・容積率・建ぺい率等の規制・誘導により、計画的な土地利用を推進しつつ、都市拠点や地域拠点およびその周辺、それらをつなぐ公共交通軸周辺等に緩やかに居住誘導を進め、利便性が高く、コミュニティが豊かなコンパクトなまちづくりをめざします。
- ・山地や農地の広がる市街地外（用途地域外）は自然環境の保全を図ることを基本とし、市街地に隣接する区域では、市街地拡散の抑制に向けて、特定用途制限地域の指定等による規制を引き続き進めます。

■ 中心商業・業務地の形成

中心商業・業務地では、宇部新川駅周辺地区や市役所周辺地区、中央町三丁目地区を重点整備地区として位置付け、まちなか居住の促進やにぎわいの創出、地域経済の活性化をめざし、商業、医療、福祉、子育て支援、文化施設、行政等の都市機能を集約させ、中心市街地としての魅力を高めます。また、彫刻、渡辺翁記念会館等の歴史的・文化的資産の活用、緑化の推進により、歩行者中心の回遊性のあるにぎわいを創出します。

■ 近隣商業地の形成

都市拠点の周辺や地域拠点等においては、中心商業・業務地との機能・役割分担に配慮しながら、一定規模の商業に加え、少子高齢化に対応した医療・福祉等の都市機能の集約を推進します。

■ 住宅・サービス施設共存地の形成

公共交通軸の周辺は、自動車に依存しない生活ができる場所として、緩やかに居住誘導を推進します。

西部地域等の住宅と工場、商業施設、農地が混在している地域では、特別用途地区等の活用により良好な住環境を保全するとともに、工場、商業施設等の利便性を向上します。

■ 専用住宅地の形成

建物の用途・容積率・建ぺい率等の規制・誘導により、既存住宅地の良好な住環境を保全します。

専用住宅地のうち地域拠点およびその周辺や公共交通軸周辺等には、緩やかに居住誘導を進め、利便性の高い住宅地を形成します。

■ 産業・研究施設地の形成

臨海部の大規模な工業地帯は、産業構造の転換に伴う新産業分野等への活用に向け、今後も工業的利用を中心とした土地利用を進めます。また、内陸部の工業団地へは、産学公の連携を発展させる研究機関や企業の誘致を進めます。

■ 農地（農業集落地等含む）の保全

農地は、「生産振興農地」として優良な農地を確保して整備する一方、水源かん養や景観形成等の多面的機能を発揮する「多面的機能維持農地」、市民農園等への活用を図る「生産・生活農地」に区分し、農地の保全と有効活用を促進します。

なお、農地周辺の集落地については、営農環境と住環境の調和した空間を形成します。

■ 山地・丘陵地の保全

良好な自然環境を保全するとともに、自然とふれあえる場として活用します。また、市街地の背景となる丘陵地において、建築・開発行為の規制・誘導により、良好な景観資源となる市街地周辺の緑地の保全を図ります。

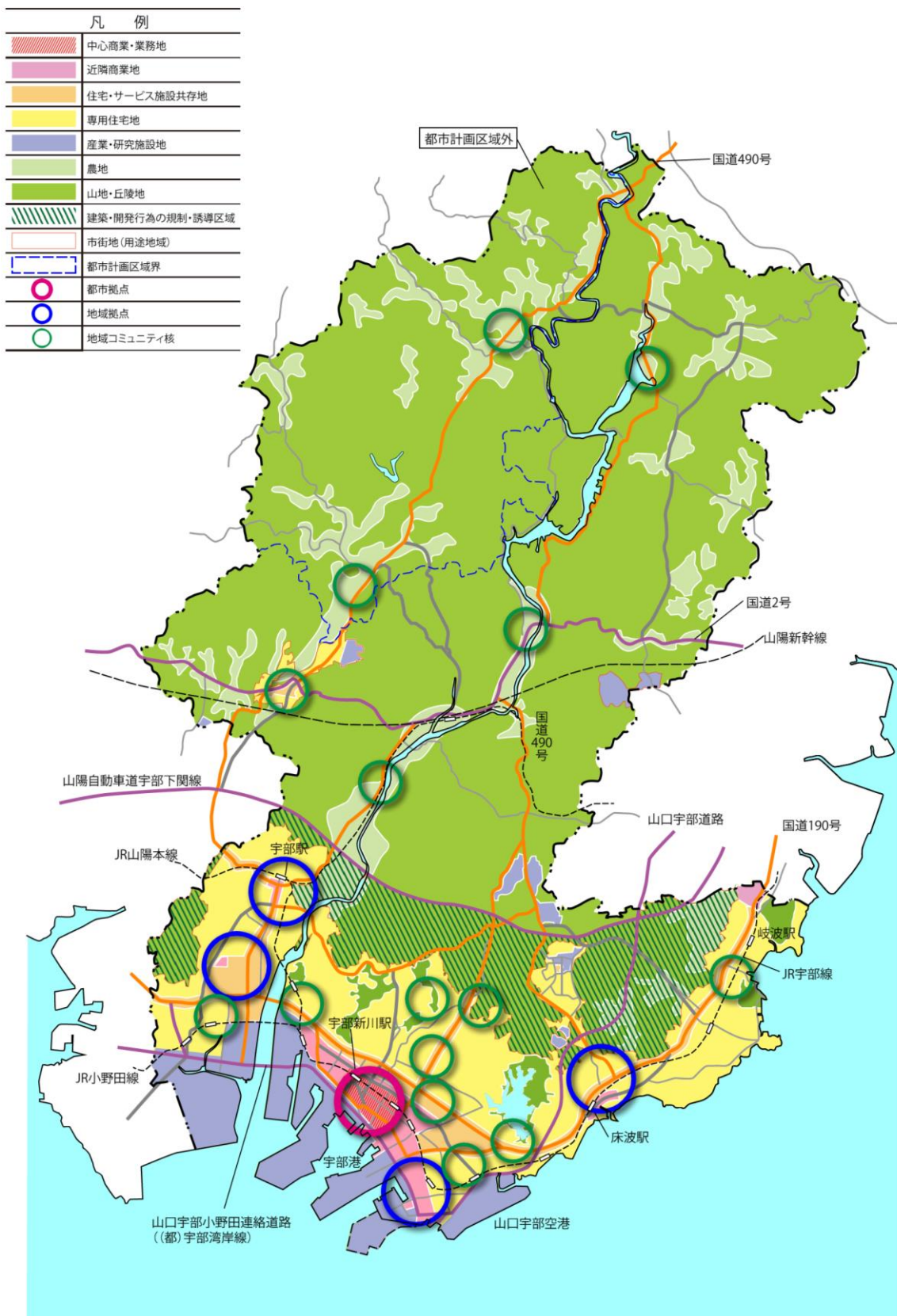


図 土地利用方針図